

## 監事監査規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程の定めによる。

### 第2条（基本理念）

監事は、本協会の機関として、理事と相互信頼のもとに、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本協会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

### 第3条（職務）

監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる業務を行う。

- ①理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- ②当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- ③理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- ④理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- ⑤前号場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- ⑥理事が評議員会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項が認められるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- ⑦理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- ⑧その他監事に認められた法令上の権限を行為すること。

### 第4条（監事会）

監事は、監査に関する重要な事項について、報告・協議又は決定するために監事会を設置する。ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

- 2 監事会は、監事全員をもって構成し、その中から互選により代表を定める。
- 3 日時・会場・内容等は、代表が専務理事と相談の上決定し、通知する。

### 第5条（理事等の協力）

監事が職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

### 第6条（監査の種類）

定期監査と随時監査とする。

- 2 定期監査は、本協会定款第8条に規定する毎事業年度終了後に行う監査とする。
- 3 随時監査は、監事が必要と認めた理事の職務執行及びこの法人の業務・事業について随時行うものとする。

#### 第7条（実施方法）

監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

#### 第8条（会議への出席）

監事は、理事会及び評議員会に全員出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議以外の必要な会議に原則として1名が出席し、意見を述べることができる。

#### 第9条（理事会に対する報告・意見陳述義務）

監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事は、業務の執行にあたり本協会の業務の適正な運営・合理化等又は本協会の諸制度について意見を持つに至った時は、理事会に対し、意見を述べるすることができる。

#### 第10条（差止請求）

監事は、理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、これにより本協会に著しい損害を生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止を請求することができる。

#### 第11条（理事の報告）

監事は、理事が本協会に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

#### 第12条（会計方針等に関する意見）

監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べるることができる。

#### 第13条（評議員会への報告）

監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。

第14条（評議員会）

監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

第15条（監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述）

監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

第16条（計算書類等の監査）

監事は、会長から事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

第17条（監査報告書）

監事は、日常の監査を踏まえ、かつ前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。  
監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
- 3 監事は前項の監査報告書を、会長に提出する。

第18条（規程・規則の変更）

この規程の変更は、監事会における協議を経て、理事会の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。
- 3 この規程は2020年6月6日に一部改訂、2020年6月6日より施行する。
- 4 この規程は2020年12月19日に一部改訂、2020年12月19日より施行する。